

旧警戒区域所在の海水浴場で監視業務を行っていた申立会社について、原発事故により海水浴場が閉鎖され業務が受託できなくなったことで生じた営業損害が賠償された事例。

803

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア 損害項目 営業損害
期 間 自 平成23年3月11日 至 平成25年8月末日
イ 損害項目 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金154万9138円の支払義務のあることを認める。

(内訳)

ア 営業損害(追加的費用) 金150万4017円
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用 金4万5121円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月11日

(仲介委員 山田 昭)